

中分類 22—木材、木製品製造業(家具を除く)

総 説

この中分類には、主として製材、ベニヤ板、合板、屋根まさなど、木製基礎資材の製造に従事する事業所およびこれらの木材または竹およびとう（簾）などを主要材料として造られる製品の製造に従事する事業所が分類される。

ただし、家具、建具の製造に従事する事業所は中分類23—家具、装備品製造業に、コルク製品、木製の楽器、がん具、運動具、ほうき、くま手などの製造に従事する事業所は中分類39—その他の製造業に分類される。また、建設工事現場で建設工事の一部としておこなう木製品の製造、木材による修繕、改築などをおこなう事業所は大分類E—建設業に、また個人の注文によって木製品を製造し小売する事業所は大分類G—卸売業、小売業に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

221 製材、木製品製造業

2211 一般製材業

主として丸太（そま角、大割材などを含む）を原料として製材機械によつて板、角材などを製造する事業所をいう。

購入した材料から木箱、包装木箱などを製造する事業所は小分類223[2233]に、木製サッシユおよび窓、戸のわく、その他の造作材の製造に従事する事業所は小分類222[2221]に分類される。土木建築の一部として工事現場でおこなう製材は本分類に含まれない。

○製材業；製板業；挽材業；仕組板製材業；木材小割業（薪製造でないもの）；唐木製材業；床柱製材業；坑木製造業；枕木製造業；支柱製造業；腕木製造業；賃挽業；床板製造業

×木箱製造業[2233]；木製サッシユ製造業[2221]

2212 ベニヤ板製造業

主として販売用ベニヤ板（単板）の製造に従事する事業所をいう。一貫作業によりベニヤ合板、ベニヤ板製品を製造するため、ベニヤ板（単板）をつくる事業所は本分類に含まれず、ベニヤ合板を製造する事業所は小分類222[2222]に、菓子および果物かご、木箱を製造する事業所は小分類223[2233]に分類される。

中分類22—木材、木製品製造業（家具を除く）

- ベニヤ単板製造業
×ベニヤ合板製造業〔2222〕；木箱製造業〔2233〕

2213 屋根板製造業

主として屋根板の製造に従事する事業所をいう。

- 屋根板製造業；木舞製造業；屋根まさ製造業

2214 経木、同製品製造業（折箱、マツチ箱を除く）

主として経木の製造に従事する事業所をいう。主な製品は、経木、経木函仕組材、菓子、弁当、菜物その他の食物を入れる函用および包装用、詰物用の経木などである。

- 経木製造業；経木函仕組材製造業；経木マット製造業；経木真田製造業；経木モール製造業
×経木折箱製造業〔2232〕；マツチ小箱製造業〔3986〕

2215 木毛製造業

主として詰物用木毛の製造に従事する事業所をいう。

- エキセルシャー製造業；木綿製造業

2216 たるおけ材製造業

主としてたるおけ材の製造に従事する事業所をいう。主な製品はたる丸である。鏡、木せんおよびたがの製造に従事する事業所も本分類に含まれる。主としてコルクせんを製造する事業所は中分類39〔3985〕に分類される。

- たる材製造業；おけ材製造業；せん（栓）製造業（木製のもの）；たが製造業；たる丸製造業
×コルクせん製造業〔3985〕；たるおけ製造業〔223〕

2219 他に分類されない特殊製材業

他に分類されない特殊な製材品または木製品を製造する事業所をい

中分類22—木材、木製品製造業（家具を除く）

う。なお、竹および枝づるなどの加工基礎資材の製造に従事する事業所も本分類に含まれる。

○ガス薪製造業；下駄材製造業；鉛筆軸板製造業；木管素地製造業；鉛筆軸製造業；竹ひご製造業；さらし竹製造業；成型竹製造業；竹、とう、きりゆう、枝づる加工基礎資材製造業

222 造作材、合板、建築用組立材料製造業

2221 造作材製造業（建具材を除く）

購入した材料で、主としてサッシュ、窓、戸のわく、羽目板、入口、階段など造作材の製造に従事する事業所をいう。タンクやパット用材の製造に従事する事業所も本分類に含まれるが、標準材や面取り材の製造に従事する事業所は小分類221〔2211〕に分類される。

○窓わく製造業（木製のもの）；サッシュ製造業（木製のもの）；ドアフレーム製造業（木製のもの）；タンク用木材製造業（購入材料によるもの）；パット用木材製造業（購入材料によるもの）；造作材製造業

2222 合板製造業

主として自家製、または購入したベニヤ板（単板）からベニヤ合板を製造する事業所をいう。

○合板製造業；ベニヤ合板製造業；ベニヤパネル製造業；強化木製造業；竹合板製造業；集成材製造業；積層材製造業；削片板製造業
×ベニヤ単板製造業〔2212〕

2223 建築用木製組立材料製造業

主として木製組立建築材料を製造する事業所をいう。

○ボックス製造業（電話ボックス、監視人ボックスなど）；組立家屋材料製造業（組立て得るように製造されたもの）

223 木製容器製造業

2231 竹、とう、きりゆう等容器製造業

竹、とう、きりゆう、ベニヤなどから洗たくかご、衣類かご、バスケ

中分類22—木材、木製品製造業（家具を除く）

ツト、果物野菜かご、卓上かご、びく、その他の類似製品および輸送用容器を製造する事業所をいう。主として、竹、とう、きりゆうの家具を製造する事業所は中分類23〔2311〕に分類される。

○竹製容器製造業；竹製品製造業（竹製容器の製造を主とするもの）；かご製造業；ざる製造業；行李製造業；びく製造業；とう製品製造業（とう製容器の製造を主とするもの）；きりゆう製品製造業（きりゆう製容器の製造を主とするもの）；ベニヤかご製造業

2232 折箱製造業

主として経木もしくは板物を材料として食物、菓子、詰物の折箱を製造する事業所をいう。

○折箱製造業；経木折箱製造業；ささ折箱製造業；杉折箱製造業；

2233 木箱製造業（折箱を除く）

主として各種の木箱（くぎ付け、または針金巻、あるいは接着剤で接着したもの）の製造に従事する事業所をいう。輸送用木製ドラム、通函を製造する事業所は本分類に含まれる。ただし、主として経木箱の製造をおこなう事業所は細分類2232に分類される。

○製かん（製函）業（購入板によるもの）；木箱製造業（購入板によるもの）；ベニヤ函製造業；輸送用木製ドラム製造業；包装木箱製造業；工具木箱製造業；取わく、巻わく製造業
× 経木折箱製造業〔2232〕

2234 和だる製造業

主として和だるの製造に従事する事業所をいう。主な製品は酒だる、しよう油だる、味そだる、つけ物だるなどの和だるである。主として和だる用材の製造をおこなう事業所は小分類221〔2216〕に分類される。

○和だる製造業；たる製造業（和だるの製造を主とするもの）；酒だる製造業；味噌だる製造業
×和だる用材製造業〔2216〕

中分類22—木材、木製品製造業（家具を除く）

2235 洋だる製造業

主として洋だるの製造に従事する事業所をいう。主な製品はビールだる、薬品だる、くぎだる、洋だるである。

主として洋だる用材の製造をおこなう事業所は小分類221 [2216] に分類される。

○洋だる製造業；ビールだる製造業；くぎだる製造業；薬品だる製造業

✗洋だる材製造業 [2216]

2236 おけ製造業

主としておけの製造に従事する事業所をいう。その主な製品は醸造用おけ、水おけ、たらい、風呂おけなどである。

主としておけ用材の製造をおこなう事業所は小分類221 [2216] に分類される。

○おけ製造業；水おけ製造業；化学おけ製造業；肥料おけ製造業；たらい製造業；

風呂おけ製造業；飯びつ製造業（木製おけ型のもの）；醸造おけ製造業

✗おけ用材製造業 [2216]

224

木製履物製造業

2241 木製履物製造業

主としてげた類、木製サンダルの台および完成品の製造をおこなう事業所をいう。木製履物の塗装をおこなう事業所も本分類に含まれる。

主として木製履物台木のいぶし、あるいは乾燥をおこなう事業所は小分類229 [2291] に分類される。

○木製履物製造業；げた(下駄)台製造業；塗げた製造業；木製サンダル製造業；木製履物塗装業

229

その他の木製品製造業

2291 木材薬品処理業

主として他の事業所で製材されたものをクレオソート、他の薬品で防腐、耐火、防虫などの処理をおこなう事業所をいう。

主として木材の乾燥をおこなう事業所も本分類に含まれる。

○木材防腐処理業；木材注薬業；木材耐火処理業；木材乾燥業；枕木薬品処理業；電柱薬品処理業

中分類22—木材、木製品製造業（家具を除く）

2292 くつ型等製造業

使用材料のいかんを問わず、主としてくつ型、くつしん（靴芯）の製造に従事する事業所をいう。

- くつ型製造業；くつしん製造業

2293 鏡縁、額縁製造業

主として鏡縁、額縁、画入れ額縁の製造に従事する事業所をいう。

- 鏡縁製造業；額縁製造業；画入れ額縁製造業；さお縁製造業；写真入れ額縁製造業

2294 曲輪、曲物製造業

主として曲輪、曲物の製造に従事する事業所をいう。主な製品はふるい、せいろ、ひつ(櫃)などの曲輪および曲物である。

- 曲輪製造業；曲物製造業；ふるい製造業(曲輪が木製のもの)；せいろ製造業；ひつ(櫃)製造業

2299 他に分類されない木、竹、とう、きりゅう等製品製造業

主として他に分類されない木製品の製造および曲木製品、種々の型物を製造する事業所およびとう、きりゅうなどの製品を製造する事業所をいう。主な製品はくり物、曲木、組木、木型、道具の柄、とう製台所用品などである。

主として木、竹、とうづる、きりゅう製の家具を製造する事業所は中分類23〔2311〕に分類される。

- 彫刻物製造業(木製のもの)；はたざお製造業(木および竹製のもの)；柄製造業(とう、竹製のもの)；かい(櫛)製造業；洗たく板製造業；寄木細工製造業；つまようじ製造業；木型製造業(くつ型を除く)；くり物製造業；漆器素地製造業(木製くり物)；竹製敷物製造業；とう製敷物製造業；はし(箸)製造業(木、竹製のもので漆器を除く)；割ばし製造業；竹ばし製造業；木ばし製造業；茶せん製造業；ふるい製造業(曲物以外のもの)；米びつ製造業；重箱製造業(漆器製を除く)；木管製造業(紡績用を除く)；洋服掛製造業
×マツチ軸木製造業〔3986〕；はし(箸)(漆器)製造業〔3971〕；ふるい(曲輪)製造業〔2294〕；ます(拂)製造業〔3712〕；物指製造業〔3711〕；そろばん製造業〔3489〕；木管製造業(紡績用のもの)〔3454〕；重箱(漆器製)製造業〔3971〕